

反社会的勢力排除に関する誓約書

保険契約者である私並びに被保険者（以下、総称して「申込者」という。）は、株式会社カイラス少額短期保険（以下、「引受会社」という。）に対し、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）との取引排除につき以下事項を確認の上、誓約する。

第1条（反社会的勢力との取引排除）

申込者は引受会社に対し、以下の各号について表明および保証し、かつ将来に亘ってもこれらを遵守することを誓約する。

- ① 申込者が、反社会的勢力ではないこと。
- ② 申込者が、反社会的勢力を利用していないこと。
- ③ 申込者が、反社会的勢力に対して資金等を提供、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力、または関与していないこと。
- ④ 申込者自らまたは第三者を利用して、引受会社または引受会社の役職員、株主、親会社、子会社、関連会社、顧客、取引先、監督官庁その他の関係先（以下、総称して「引受会社の関係先」という。）に対し、暴力的行為、詐術、脅迫行為、名誉や信用の毀損等をして、引受会社または引受会社の関係先の業務を妨害しないこと。

第2条（契約の解除）

引受会社は、申込者が前条に違反または違反のおそれがあることが判明した場合、申込者と引受会社間で締結した契約、協定、覚書その他これらに付随する一切の合意を、催告なく直ちに解除することができ、かつ、解除によって被った損害の賠償を請求することができる。また、第1条（反社会的勢力との取引排除）①から④の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、保険金を支払わない。

以上